

G-クレジットの森・応援パートナー登録制度募集要項

1 制度の概要

県では、「脱炭素社会ぎふ」・森林吸収量認証制度（G-クレジット制度）により認証された森林由来のカーボン・クレジット（以下「G-クレジット」という。）の活用を推進しています。

本制度は、G-クレジットの購入や普及啓発に取り組むことで県の森林づくりに寄与する方々を「G-クレジットの森・応援パートナー」として登録及び公表することにより、G-クレジットの認知度を高め、一層の創出及び需要の拡大を図ることを目的としています。

2 登録の対象

法人、団体又は個人事業主

3 登録の要件

次の各号のすべてを満たすこととします。

（１）取組内容として、次のア及びイのいずれかもしくは両方を計画していること。

ア ５年にわたり、毎年５ｔ－ＣＯ２以上のG-クレジットを購入

イ ５年にわたり、毎年G-クレジットの普及啓発活動を毎年実施

（２）登録を受けようとする者が、次のア及びイのいずれにも該当しないこと。

ア 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下、「暴対法」という。）第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（暴対法第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者

イ 過去において法令に違反した重大な事実があるときその他登録を受けることが適当でないと県が認める者

4 登録の申請

（１）募集期間：随時

（２）申請方法

下記のG-クレジットの森・応援パートナー申請フォームに、別記様式第１号の内容を入力してください。

※インターネット環境等の事情により、「申請フォーム」からの申請ができない場合は、「８ 問い合わせ先 （１）G-クレジットの森・応援パートナー登録制度」までお問い合わせください。

【申請フォーム】

URL: <https://logoform.jp/form/T8mB/530353>



【入力内容】

Gークレジットの森・応援パートナー登録（更新）申請書（別記様式第1号）に同じ

5 登録及び公表

申請内容が登録の要件の全てに該当すると認めるときは、「Gークレジットの森・応援パートナー」として登録し、県ウェブサイト等で登録者名とその取組内容を公表するとともに、登録証を交付します。

6 登録の有効期間

登録を行った日から起算して5年を経過する日の属する年度の末日まで

7 その他

登録費用は無料です。

虚偽又は不正な手段による登録、重大な法令違反又は取組内容について実態がない等の事実が判明した場合は、登録を取り消すことがあります。

8 問い合わせ先

（1）Gークレジットの森・応援パートナー登録制度

林政部 森林活用推進課 森林吸収源対策室 森林吸収源対策係

T E L 058-272-1111（代表）内線 4348

058-272-8821（直通）

F A X 058-278-2702

E-mail c11513@pref.gifu.lg.jp

（2）Gークレジット制度

①林政部 森林活用推進課 森林吸収源対策室 森林吸収源対策係

T E L 058-272-1111（代表）内線 4348

058-272-8821（直通）

F A X 058-278-2702

E-mail c11513@pref.gifu.lg.jp

②Gークレジット制度運営事務局

T E L 058-201-5112

E-mail gcredit-gifu@g-moriren.or.jp

事務局ウェブサイト <https://gcredit-gifu.jp>



別記様式第 1 号（要領第 4 関係）

年 月 日

岐阜県知事 様

氏名もしくは法人等名
代表者名

G-クレジットの森・応援パートナー登録（更新）申請書

G-クレジットの森・応援パートナー登録制度実施要領第 4 の規定により、
G-クレジットの森・応援パートナーの登録（更新）を申請します。

申請者及び取組の概要

氏名（法人等名）の読み（ひらがな）		
担当者所属氏名		
住所（事業所所在地）		
電話番号		
メールアドレス		
取組内容 (いずれかもしくは両方に○)		☐ G-クレジットの購入 ☐ G-クレジットの普及啓発
取組内容の詳細	G-クレジットの購入	取組期間： 年 月 日～ 年 月 日
		毎年の購入量： t-CO ₂ ～ t-CO ₂
	G-クレジットの普及啓発	取組期間： 年 月 日～ 年 月 日
		活動内容 (記載例) 県が提供するチラシ等の配布 取引先企業への PR 活動 店舗のサイネージ表示による PR ウェブサイトでの PR
その他 (チェック)		☐ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に既定する暴力団員又は同法第 2 条第 2 号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者ではありません。 ☐ その他、重大な法令違反はありません。